



278-37



養德文庫一覽

川文庫寄贈本

大正 7.6.14 寄贈

始



私立養徳文庫一覽 第六年報 自大正六年四月 至大正七年三月

一 沿革

本文庫は天理教南越青年會の事業に屬し圖書を蒐集保存して公衆の閲覽に供し以て智徳の修養に裨補することを目的とす 明治四十四年十月同會の總會に於て大橋永三郎の寄贈したる圖書を基本として圖書館を經營するの議を決し翌四十五年四月十一日假に閲覽を開始し次て五月十八日私立圖書館設立を新潟縣知事に開申せり 大正二年三月十八日規則を改正し五月より巡回文庫を實施せり 大正三年規則の一部を改正す 大正四年七月北海道石狩國札幌郡豊平町字石山に養徳簡易文庫石山閲覽所を開設す 大正五年三月より明治記念新潟縣立圖書館巡回文庫の回付を受けて閲覽に供す

二 設備

本文庫は専用の建築物を有せず當分の内天理教南越支教會養徳寮を以て之に充つ其設備の如きは不完全にして擧ぐるに足らざれども之が概要を記すれば閲覽室には新着書架及陳列棚を置き郷土志料及參考品等を陳列す 圖書目録は書名目録及分類目録の二種を備へ新着書は新町通に特設の揭示場に揭示し且つ機關雜誌「養徳文庫の榮」に掲載して無料配付す

三 施設

閱覽室狹隘にして多數の閲覽人を收容する能はざるを以て當分の内貸出を主となす 目下館内及館外に於て藏書と共に縣立圖書館廻付の巡回文庫を一般に閲覽せしむるの外施設の重なるものは巡回文庫、讀書會、郷土史料の蒐集並に先賢遺芳錄の編纂、學術講演會、閲覽人懇話會、縣立圖書館より専門書の借受、機關雜誌「養徳文庫の榮」發行の七とす

イ 巡回文庫は甲乙の二種に別ち甲種は養徳巡回文庫と稱し小學校又は青年會等の團體事務所に閱覽所を置き五十冊内外の圖書を書函に収め順次廻付す乙種は簡易巡回文庫と稱し八冊乃至十二冊を硝子張の書函に収め之を理髮店工場登記所織物組合事務所其他人の集合すべき適當の場所に廻付し休憩待合等に空費する時間を利用して閲覽せしむるものなり 此外簡易文庫と稱するものありて農村青年會等の臨時申込に應じて貸付す本文庫は希望の圖書を以て隨時編成するものなり 本文庫は需用多く成績も亦佳良なり

ロ 讀書會は同志者相會し日進の文明に伴ひ讀書修養をなすことを目的とし毎月一回會合し交番に自己の讀みたる書籍の概要又は研究したる事項に付き講話をなす 目下會員廿四名あり 本年度中に十二回開催せり其中一回八月十七日(日)は下田地方に研學旅行を爲し下田校及飯田神社の二個所に於て其地方の傳説風俗産業等に關する講話を聴く

ハ 郷土史料の蒐集並に先賢遺芳錄の編纂 目下着手中
ニ 學術講演會 時宜によりて開催す 本年は本文庫創立五週年に相當するを以て四月廿九日廣池法學博士を聘して記念講演會を開催す 次て二月十一日山中縣立圖書館司書を聘して講演會を開催す詳細は本年度重要記事参照

ホ 閲覽人懇話會 毎年一回開催す 二月十一日講演會後開催 松原小學校並に有志者の講話あり 茶菓を喫しつゝ各々所感を述へ和氣藹々中に散會せり
ヘ 特殊圖書の借入 本文庫に有せざる専門書の閲覽希望者の申込を受け毎月一回縣立圖書館より借受け閲覽者の便を圖る

ト 機關雜誌「養徳文庫の榮」年四回發行にして名家の讀書觀並に圖書に關する記事、閲覽人文藝、文庫記事、増加書目録等を掲載し無料にて希望者に頒つ

四 藏書
大正六年度末現在藏書數左の如し 但し此外新聞雜誌二十餘種を備付く

和漢書	洋書	計	本年度に増加したる數
一、三三〇部	一五部	一、三三五部	二七五部
三、一六六冊	一五冊	三、一八一冊	三二六冊

五 閲覽成績

本年度に於ける閲覽成績は左表の如し 但し新聞雜誌閲覽人の數は算入せず

職業別	閲覽人員 (職業別)					合計	開館一日平均人員
	生徒	官吏	教育家	實業ニ従事スル者	雜		
館内及携出	九、七九	二、二八	七、九五	二、七〇六	二、三六〇	五〇、八五八	
附屬養徳巡回文庫						一四、七四三	
縣立圖書館巡回文庫						七三、一八八	三二六
巡回文庫						七、五〇	三三

イ 巡回文庫は甲乙の二種に別ち甲種は養徳巡回文庫と稱し小學校又は青年會等の団体事務所に閱覽所を置き五十冊内外の圖書を書函に収め順次廻付す乙種は簡易巡回文庫と稱し八冊乃至十二冊を硝子張の書函に収め之を理髮店工場登記所織物組台事務所其他人の集合すべき適當の場所に廻付し休憩待合等に空費する時間を利用して閱覽せしむるものなり
 此外簡易文庫と稱するものありて農村青年會等の臨時申込に應じて貸付す本文庫は希望の圖書を以て隨時編成するものなり 本文庫は需用多く成績も亦佳良なり
 本年度に於ける閱覽所数は甲八ヶ所 乙十ヶ所 簡易文庫を貸付したる団体は八ヶ所なり
 ロ 讀書會は同志者相會し日進の文明に伴ひ讀書修養をなすことを目的とし毎月一回會合し交番に自己の讀みたる書籍の概要又は研究したる事項に付き講話をなす 目下會員廿四名あり 本年度中に十二回開催せり其中一回 八月十七日は下田地方に研學旅行を爲し下田校及飯田神社の二個所に於て其地方の傳説風俗産業等に關する講話を聴く
 ハ 郷土史料の蒐集並に先賢遺芳録の編纂 目下着手中
 ニ 學術講演會 時宜によりて開催す 本年は本文庫創立五週年に相當するを以て四月廿九日廣池法學博士を聘して記念講演會を開催す 次て二月十一日山中縣立圖書館司書を聘して講演會を開催す詳細は本年度重要記事参照
 ホ 閱覽人懇話會 毎年一回開催す 二月十一日講演會後開催 松原小學校並に有志者の講話あり 茶菓を喫しつゝ各々所感を述へ和氣藹々中に散會せり
 ヘ 特殊圖書の借入 本文庫に有せざる専門書の閱覽希望者の申込を受け毎月一回縣立圖書館より借受け閱覽者の便を圖る
 ト 機關雜誌「養徳文庫之榮」年四回發行にして名家の讀書觀並に圖書に關する記事、閱覽人文藝、文庫記事、増加書目録等を掲載し無料にて希望者に頒つ
 四 藏書
 大正六年度末現在藏書數左の如し 但し此外新聞雜誌二十餘種を備付く

和漢書洋書	計	
	本年度に増加したる數	計
二、三三〇部	一五部	二、三四五部
三、一六六冊	一五冊	三、一八一冊
		三二二六冊

五 閱覽成績

本年度に於ける閱覽成績は左表の如し 但し新聞雜誌閱覽人の數は算入せず

職業別	閱覽人員 (職業別)		合計	開館一日平均人員
	生徒	官公吏		
文庫別	九、七九	二、二六	七、九五	二、三〇
館内及携出閱覽			二、七〇	五〇、八五六
附屬養徳巡回文庫			一四、七三	七、一八
縣立圖書館巡回文庫			七、五〇	三六
合計			二、三三	

分類別	閱覽圖書 (類別)		合計
	總記	神書	
館内及携出閱覽	一六、一七	四、五三	二〇、七〇
附屬養徳巡回文庫		六、二五	六、二五
縣立圖書館巡回文庫		九、八四	九、八四
合計		二〇、七〇	二〇、七〇

六 會計

大正六年度經常費

収入總額		支出總額	
内譯	一六〇、〇〇〇	内譯	一六〇、〇〇〇
養徳文庫協賛會ヨリ受入	六九、五〇〇	圖書購入費	八二、〇〇〇
南越青年會ヨリ受入	二五、〇〇〇	製本費	六、〇〇〇
南越支教會ヨリ補助	五〇、〇〇〇	職員手当	三〇、〇〇〇
寄附金	一五、五〇〇	備品費	四、〇〇〇
		印刷費	二一、〇〇〇
		通信運搬費	一一、六〇〇
		消耗品費	一一、七〇〇
		雜費	三、七〇〇

大正五年度臨時費（創立五週年記念講演會費）

收入總額	三〇、〇〇〇	支出總額	三〇、〇〇〇
內 譯		內 譯	
南越青年會ヨリ受入	一〇、〇〇〇	謝儀	一〇、〇〇〇
南越支教會ヨリ受入	二〇、〇〇〇	會場及設備諸費	五、五〇〇
		廣告印刷及雜費	三、五〇〇
		旅費及送迎諸費	一、〇〇〇

七 本年度内重要記事

四月十三日より五日間東京に於て開催せられたる第十二回全國圖書館大會へ大橋主事出席す
 四月二十九日午後一時本文庫創立五週年記念講演會を開催し法學博士廣池千九郎氏の「吾人は如何にせば精神上物質上の幸福を増進し得べきや」縣立圖書館司書山中樵氏の「祝辭演說」加茂郵便局中野藤作氏の「通信上より見たる加茂町」と題する講演ありたり
 六月九日縣立圖書館に於て開催せられたる第二回縣下圖書館館長會へ大橋主事出席し左の協議題を提出す「新潟圖書館ノ參考ニ供センカタメ簡易圖書館施設經營ノ順序及經費ノ豫算標準等ヲ定メ各町村及小學校へ配付セラレンコトヲ縣當局へ建議スルノ議」
 八月十九日より三日間縣立圖書館に於て開催せられたる圖書館事項講習會へ大橋主事出席聴講す
 九月二十四日加茂第一尋常小學校に於て開催せられたる南蒲原郡青年大會及在郷軍人會總會へ出席のため全郡より多數の集合者あるを機とし讀書趣味鼓吹のため臨時圖書新聞閱覽所を設け且つ加茂先賢の遺著類を陳列したるが入場者六百餘名ありたり
 二月十一日午後六時より本文庫に於て講演會を開く 講師は縣立圖書館司書山中樵氏にして演題は「讀書の指針」なり
 三月三十一日規則を改正す

八 職員

主事	大橋永三郎
書記	小野里清四郎
石山閱覽所主任	塚田寅藏

九 協賛會

特別協賛會員	井塚徳治君	大橋永三郎君	笠原辰藏君	坂上富藏君
	酒井五六君	杉山眞一郎君	遠田信吉君	長澤虎藏君
	野崎徳一君	山崎梅子君		
通常協賛會員	荏原新治君	近藤政治君	塚田虎藏君	

左記各位は養徳文庫協賛會を組織して圖書購入費を寄附し甚大なる援助を與へられたり本文庫は其芳志を永遠に傳へんことを期し茲に深厚なる謝意を表す

左記各位は本年度中金品圖書雜誌類を寄贈せられたり本文庫は謹んで其厚意を感謝す（五十音順）

愛國婦人發行所	有本音藏君	石川瀧太郎君	石附彦一君
越佐教育雜誌社	伊東榮君	猪又眞造君	入江久造君
薄田宗吉君	小柳ヨ子君	押見忠一郎君	大橋永三郎君
大橋圖書館	大矢透君	鹿兒島縣立圖書館	片桐道字君
加茂裁縫專修學校	加茂町立圖書館	栢森功君	桑原善吉君
熊本縣立圖書館	栗山泰音君	慶應義塾	小池廣澄君
小林二郎君	小林六二郎君	駒野廣治君	近藤四郎吉君
金光教本部	金光教徒社	齋藤西男治君	坂井四郎君
酒井五六君	佐藤範雄君	三才寮	男爵澁澤榮一君
下郷共濟會	震災豫防調査會	杉山眞一郎君	關照徳君
積善組合	田浦新太郎君	田下五郎君	千葉縣立高等園藝學校
帝國興道會	帝國在郷軍人會本部	帝國圖書館	天理中學養徳會
天理教婦人會	東照宮三百年祭記念會	東洋大學	長岡市役所
長岡圖書館	總裁公府徳川家達君	長澤虎藏君	中島米藏君
中野藤作君	中山完吉君	名古屋通俗圖書館	南越支教會
南葵文庫	二階堂雞助君	新潟縣人會	新潟測候所
新潟縣内務部	新潟縣地方課	新潟縣土木課	新潟縣農會
新潟縣農事試驗所	明治新潟縣立圖書館	新潟市政記者俱樂部	日本國教大道社
乃木會	野崎眞治君	農村社	博愛發行所
樋口千代松君	平松藤三郎君	法學博士廣池千九郎君	福岡甲子三君
布施秀治君	古川良策君	北海道廳	前田孝平君

村及小學校へ配付セラレシコトヲ縣當局へ建議スルノ議

八月十九日より三日間縣立圖書館に於て開催せられたる圖書館事項講習會へ大橋主事出席講す
九月二十四日加茂第一尋常小學校に於て開催せられたる南蒲原郡青年大會及在郷軍人會總會へ出席
のため全郡より多數の集合者あるを機とし讀書趣味鼓吹のため臨時圖書新聞閱覽所を設け且つ加茂
先賢の遺著類を陳列したるが入場者六百餘名ありたり
二月十一日午後六時より本文庫に於て講演會を開く 講師は縣立圖書館司書山中樵氏にして演題は

「讀書の指針」なり

三月三十一日規則を改正す

八 職員

主事 大橋永三郎
書記 小野里清四郎
石山閱覽所主任 塚田寅藏

九 協賛會

左記各位は養徳文庫協賛會を組織して圖書購入費を寄附し甚大なる援助を與へられたり本文庫は其
芳志を永遠に傳へんことを期し茲に深厚なる謝意を表す

特別協賛會員

井塚徳治君 大橋永三郎君 笠原辰藏君 坂上富藏君
酒井五六君 杉山眞一郎君 遠田信吉君 長澤虎藏君
野崎徳一君 山崎梅子君
通常協賛會員

荏原新治君 近藤政治君 塚田虎藏君

十 金品圖書雜誌寄贈者

左記各位は本年度中金品圖書雜誌類を寄贈せられたり本文庫は謹んで其厚意を感謝す (五十音順)

愛國婦人發行所 有本音藏君 石川瀧太郎君 石附彦一君
越佐教育雜誌社 伊東榮君 猪又眞造君 入江久造君
薄田宗吉君 小柳ヨ子君 押見忠一郎君 大橋永三郎君
大橋圖書館 大矢透君 鹿兒島縣立圖書館 片桐道字君
加茂裁縫專修學校 加茂町立圖書館 栢森功君 桑原善吉君
熊本縣立圖書館 栗山泰音君 慶應義塾 小池廣澄君
小林二郎君 小林六二郎君 駒野廣治君 近藤四郎吉君
金光教本部 金光教徒社 齋藤西男治君 坂井四郎君
酒井五六君 佐藤範雄君 三才寮 男爵澁澤榮一君
下郷共濟會 震災豫防調査會 杉山眞一郎君 關照徳君
積善組合 田浦新太郎君 田下五郎君 千葉縣立高等園藝學校
帝國興道會 帝國在郷軍人會本部 帝國圖書館 天理中學養徳會
天理教婦人會 東照宮三百年祭記念會 長澤虎藏君 長岡市役所
長岡圖書館 中澤要吾君 名古屋通俗圖書館 南越支教會
中野藤作君 中山完吉君 新潟縣人會 新潟測候所
南葵文庫 二階堂雞肋君 新潟縣土木課 新潟縣農會
新潟縣内務部 新潟縣地方課 新潟市政記者俱樂部 日本國教大道社
新潟縣農事試驗所 明治新潟縣立圖書館 新海市立會津圖書館 博愛發行所
乃木會 野崎眞治君 農村社 博愛發行所
樋口千代松君 平松藤三郎君 法學廣池千九郎君 福嶋甲子三君
布施秀治君 古川良策君 博士北海道 前田孝平君
侯爵前田利爲君 子爵牧野忠篤君 文學博士 島毅君 宮島寅一君
道友社 村山信四郎君 目黒榮松君 泉二新熊君
山口縣立圖書館 山田福二郎君 山本二郎君 山中樵君
雄辨會 良寛會 若松市立會津圖書館 早稻田大學

大正七年五月卅日印刷
大正七年六月一日發行

新海縣南蒲原郡加茂町
編輯兼 私立養徳文庫
發行人 右代表者 大橋永三郎
新海縣中蒲原郡村松町
印刷者 田中泰三

私立
養德文庫規則

新潟縣南蒲原郡加茂町

私立養徳文庫規則 (大正七年三月改正)

第一章 總則

- 第一條 本文庫ハ圖書ヲ蒐集保存シテ公眾ノ閱覽ニ供シ以テ智徳修養ニ裨補スルコトヲ目的トス
- 第二條 本文庫ハ圖書閱覽料ヲ徴セズ
- 第三條 本文庫ノ開館時間ハ左ノ如シ但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルベシ
 - 自四月 午前八時ヨリ午後六時マデ
 - 自九月 午前九時ヨリ午後五時マデ
 - 自十月 至翌年三月

第四條 本文庫ノ定期休日ハ左ノ如シ但シ臨時休日ハ其ノ都度之ヲ定ム

歲 首 一月一日ヨリ一月五日マデ

紀元節 創立記念日 四月十一日

天長節及天長節祝日 曝書 期 九、十月中凡十日間

館内整理日 毎月十日、二十日、月末日

第五條 末 十二月二十五日ヨリ十二月三十一日マデ

第六條 年齢九歳未満ノ兒童又ハ館内ノ秩序ヲ紊シ若クハ靜肅ヲ害スル虞アリト認メタル者ハ入館ヲ許サズ

第七條 本文庫ニ功勞アル者又ハ主事ニ於テ必要ト認メタル者ニハ優待券ヲ贈與ス

第八條 借受ケタル圖書ヲ亡失又ハ汚損シタル者ハ主事ノ指定ニ從ヒ現品若クハ相當ノ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシム

第九條 本文庫ノ規定ニ違背シタル者又ハ係員ノ指示ニ從ハザル者ハ退館セシメ其情狀ニ依リ將來入館ヲ謝絶スルコトアルベシ

第十條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ所要ノ圖書ヲ目錄ニ就キテ檢索シ閱覽票ニ指定ノ事項ヲ記入シ圖書ヲ借受ケ退館ノトキ之ヲ返納スベシ

同時ニ借受クルコトヲ得ベキ圖書ノ冊數ハ左ノ定限内トス

優待券ヲ有スル者 四種 十二冊

普通閱覽者 二種 六冊

兒童 一種 一冊

第十一條 圖書ノ閱覽ハ所定ノ閱覽室ニ於テスベシ

第十二條 閱覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ音讀談話又ハ喫煙ヲ許サズ

第十三條 左記ノ者ハ本文庫ノ圖書ヲ携出シテ閱覽スルコトヲ得

一 優待券ヲ有スル者

二 主事ニ於テ身元確實ト認メタル者

三 前二項ニ該當スル者ノ保證アル者

第十四條 圖書ヲ携出シテ閱覽セントスル者ハ主事ノ許諾ヲ受ケ圖書携出證票ニ住所職業氏名ヲ記入ノ上調印スベシ

第十五條 圖書携出證票ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ一ケ年トス

第十六條 携出シ得ベキ圖書ハ携出圖書目錄登載ノモノニ限ル 但シ目錄登載ノ圖書ト雖モ本文庫ノ都合ニ依リ携出ヲ許ササルコトアルベシ

第十七條 圖書ヲ携出セントスルトキハ圖書携出證票ニ指定ノ事項ヲ記入シテ圖書ヲ借受クベシ

第十八條 同時ニ携出スルコトヲ得ベキ圖書ノ冊數ハ左ノ定限内トス

優待券ヲ有スル者 四種 八冊

普通携出者 二種 四冊

- 第六條 本文庫ニ功勞アル者又ハ主事ニ於テ必要ト認めタル者ニハ優待券ヲ贈與ス
- 第七條 借受ケタル圖書ヲ亡失又ハ汚損シタル者ハ主事ノ指定ニ從ヒ現品若クハ相當ノ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシム
- 第八條 本文庫ノ規定ニ違背シタル者又ハ係員ノ指示ニ從ハザル者ハ退館セシメ其情狀ニ依リ將來入館ヲ謝絶スルコトアルベシ

第一章 圖書閱覽

- 第九條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ所要ノ圖書ヲ目錄ニ就キテ檢索シ閱覽票ニ指定ノ事項ヲ記入シ圖書ヲ借受ケ退館ノトキ之ヲ返納スベシ
- 第十條 同時ニ借受クルコトヲ得ベキ圖書ノ冊數ハ左ノ定限内トス
優待券ヲ有スル者 四種 十二冊
普通閱覽者 二種 六冊
兒童 一種 一冊
- 第十一條 圖書ノ閱覽ハ所定ノ閱覽室ニ於テスベシ
- 第十二條 閱覽室ニ於テハ靜肅ヲ旨トシ音讀談話又ハ喫煙ヲ許サズ

第二章 圖書携出

- 第十三條 左記ノ者ハ本文庫ノ圖書ヲ携出シテ閱覽スルコトヲ得
一 優待券ヲ有スル者
二 主事ニ於テ身元確實ト認めタル者
三 前二項ニ該當スル者ノ保證アル者
- 第十四條 圖書ヲ携出シテ閱覽セントスル者ハ主事ノ許諾ヲ受ケ圖書携出證票ニ住所職業氏名ヲ記入ノ上調印スベシ
- 第十五條 圖書携出證票ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ一ケ年トス
- 第十六條 携出シ得ベキ圖書ハ携出圖書目錄登錄ノモノニ限ル 但シ目錄登錄ノ圖書ト雖モ本文庫ノ都合ニ依リ携出ヲ許サザルコトアルベシ
- 第十七條 圖書ヲ携出セントスルトキハ圖書携出證票ニ指定ノ事項ヲ記入シテ圖書ヲ借受クベシ
- 第十八條 同時ニ携出スルコトヲ得ベキ圖書ノ冊數ハ左ノ定限内トス
優待券ヲ有スル者 四種 八冊
普通携出者 二種 四冊
- 第十九條 圖書ノ携出期間ハ十四日間トス 但シ本文庫ノ都合ニ依リ携出期間中ト雖モ返納セシムルコトアルベシ
- 第二十條 特別ノ事情アル者ハ携出圖書ノ冊數並ニ携出期間ニツキ主事ノ許諾ヲ受ケ第十八條第十九條ノ制限ニ依ラザルコトヲ得
- 第二十一條 携出ノ圖書ハ他人ニ轉貸スルコトヲ許サズ
- 第二十二條 携出圖書ノ返納ヲ怠リ又ハ前條ノ規定ニ違背シタル者ハ爾後其ノ圖書携出證票ヲ無効トスルコトアルベシ

第四章 巡回文庫

- 第二十三條 本文庫ハ適當ノ地ニ閱覽所ヲ置キ巡回文庫ヲ廻付シテ所在公衆ノ閱覽ニ供ス
- 第二十四條 巡回文庫ハ左ノ二種トス
甲種 養徳巡回文庫
乙種 簡易巡回文庫
- 第二十五條 學校又ハ青年會等ノ団体ニシテ管理確實ト認めタルトキハ其ノ請求ニ依リ巡回文庫ヲ廻付スルコトアルベシ
- 第二十六條 學校又ハ青年會等ノ団体ニシテ管理確實ト認めタルトキハ其ノ請求ニ依リ五十冊以内ノ圖書ヲ以テ臨時ニ文庫ヲ編成シテ貸付スルコトアルベシ
- 第二十七條 巡回文庫廻付ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス 但シ時宜ニ依リ本文庫ニ於テ支辨スルコトアルベシ

第二十八條 巡回文庫ノ閲覧人ニシテ圖書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ第七條ノ規定

ハ之ヲ管理者ニ適用ス

第二十九條 巡回文庫取扱手續ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 圖書寄贈

第三十條 圖書ヲ寄贈セントスル者ハ其ノ書名冊數價格住所氏名ヲ記載シタル書面ヲ差出シ主事ノ許諾ヲ得タル上現品ヲ送致スベシ 但シ本文庫ヨリ寄贈ヲ申込ミタル場合ハ此限ニアラズ

第三十一條 圖書ノ寄贈ニ要スル費用ハ寄贈者ノ負擔トス 但シ時宜ニ依リ本文庫ニ於テ支辨スルコトアルベシ

第三十二條 寄贈ノ圖書ニハ寄贈者ノ氏名及寄贈ノ年月日ヲ標記シテ其ノ厚意ヲ永遠ニ傳フ 但シ第三十條ニ依リ許諾ヲ得ザル者ノ寄贈ニ係ル圖書ハ適宜ノ處置ヲナスベシ

第六章 圖書委託

第三十三條 公衆ノ閲覧ニ供スル目的ヲ以テ本文庫ニ圖書ヲ委託セントスル者ハ委託願書ニ其ノ目錄住所氏名ヲ詳記シテ差出シ主事ノ許諾ヲ得タル上現品ヲ送致スベシ 但シ本文庫ヨリ委託ヲ申込ミタル場合ハ此限ニアラズ

第三十四條 委託圖書ニ對シテハ本文庫ヨリ受託書ヲ交付ス

第三十五條 委託圖書ニ要スル費用ハ委託者ノ負擔トス 但シ時宜ニ依リ本文庫ニ於テ支辨スルコトアルベシ

第三十六條 委託圖書ハ本文庫所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナスベシ 但シ委託者ノ承諾アル圖書ノ外館外携出ヲ許サズ

第三十七條 委託圖書ハ委託者ノ請求又ハ本文庫ノ都合ニ依リ隨時之ヲ返付ス

第三十八條 委託圖書ニシテ天災其他避クベカラザル損失ニツキテハ本文庫其ノ責任セズ

私立養徳文庫職員規程

第一條 本文庫ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一 主事 一人
- 一 書記 一人

第二條 主事ハ事務ヲ掌理ス

主事事故アルトキハ書記其ノ職務ヲ代理ス

第三條 書記ハ主事ノ命ヲ受ケ事務ニ従事ス

私立養徳文庫巡回文庫取扱手續 (大正七年三月改正)

第一條 巡回文庫ノ發送及交換期日ハ本文庫ニ於テ之ヲ定メ巡回組合編成ト共ニ閲覧所管理者ニ通知スベシ

第二條 巡回文庫ハ該文庫收容ノ圖書目錄圖書閲覧簿ト共ニ管理者ニ宛テ送付スベシ巡回組合間ニ於ケル轉送方法亦同ジ

第三條 巡回文庫ノ廻付ヲ受ケタルトキハ管理者ハ收容圖書ヲ圖書目錄ト照較シ直ニ領收證ヲ本文庫及發送者ヘ送付スベシ

第四條 管理者ハ閲覧人心得ヲ定メ閲覧室ニ揭示スベシ

第五條 管理者ハ圖書目錄ヲ適宜ノ個所ニ配付シ一般ニ周知セシムベシ

第六條 巡回文庫ノ圖書ヲ閲覧又ハ携出セントスル者ニハ閲覧簿ニ所定ノ事項ヲ記入セシムベシ

第七條 巡回文庫ノ使用期間滿了シタルトキハ管理者ハ三日以内ニ所定ノ場所ヘ送付スルト同時ニ使用済ノ圖書閲覧簿ヲ本文庫ニ送付スベシ

養徳文庫協賛會規則 (大正七年三月改正)

第一條 本會ハ養徳文庫ノ事業ヲ翼賛シテ圖書購入費ヲ補助シ以テ文庫ノ發展ヲ

- 送致スベシ 但シ本文庫ヨリ委託ヲ申込ミタル場合ハ此限ニアラズ
- 第二十四條 委託圖書ニ對シテハ本文庫ヨリ受託書ヲ交付ス
- 第二十五條 委託圖書ニ要スル費用ハ委託者ノ負擔トス 但シ時宜ニ依リ本文庫ニ於テ支辨スルコトアルベシ
- 第二十六條 委託圖書ハ本文庫所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナスベシ 但シ委託者ノ承諾アル圖書ノ外館外携出ヲ許サズ
- 第二十七條 委託圖書ハ委託者ノ請求又ハ本文庫ノ都合ニ依リ隨時之ヲ返付ス
- 第二十八條 委託圖書ニシテ天災其他避クベカラザル損失ニツキテハ本文庫其ノ責任セズ

私立養德文庫職員規程

- 第一條 本文庫ニ左ノ職員ヲ置ク
- 一 主事 一人
- 一 書記 一人
- 第二條 主事ハ事務ヲ掌理ス
- 主事事故アルトキハ書記其ノ職務ヲ代理ス
- 第三條 書記ハ主事ノ命ヲ受ケ事務ニ従事ス

私立養德文庫巡回文庫取扱手續 (大正七年三月改正)

- 第一條 巡回文庫ノ發送及交換期日ハ本文庫ニ於テ之ヲ定メ巡回組合編成ト共ニ閱覽所管理者ニ通知スベシ
- 第二條 巡回文庫ハ該文庫收容ノ圖書目錄圖書閱覽簿ト共ニ管理者ニ宛テ送付スベシ巡回組合間ニ於ケル轉送方法亦同ジ
- 第三條 巡回文庫ノ廻付ヲ受ケタルトキハ管理者ハ收容圖書ヲ圖書目錄ト照較シ直ニ領收證ヲ本文庫及發送者ヘ送付スベシ
- 第四條 管理者ハ閱覽人心得ヲ定メ閱覽室ニ揭示スベシ
- 第五條 管理者ハ圖書目錄ヲ適宜ノ個所ニ配付シ一般ニ周知セシムベシ
- 第六條 巡回文庫ノ圖書ヲ閱覽又ハ携出セントスル者ニハ閱覽簿ニ所定ノ事項ヲ記入セシムベシ
- 第七條 巡回文庫ノ使用期間滿了シタルトキハ管理者ハ三日以内ニ所定ノ場所ヘ送付スルト同時ニ使用済ノ圖書閱覽簿ヲ本文庫ニ送付スベシ

養德文庫協賛會規則 (大正七年三月改正)

- 第一條 本會ハ養德文庫ノ事業ヲ翼賛シテ圖書購入費ヲ補助シ以テ文庫ノ發展ヲ圖ルコトヲ目的トス
- 第二條 本會々員ハ十ヶ年間毎年金六圓ヲ齎出スルモノトス
- 第三條 前條ノ齎金ハ一人ニテ幾口ニテモ負擔スルコトヲ得
- 第四條 會員ニハ養德文庫優待券及養德文庫年報ヲ贈與ス
- 第五條 本會ニ關スル一切ノ事務ハ養德文庫主事之ヲ擔當ス

第二十條 特別ノ事情アル者ハ携出圖書ノ冊數並ニ携出期間ニツキ主事ノ許諾ヲ受ケ第十八條第十九條ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第二十一條 携出ノ圖書ハ他人ニ轉貸スルコトヲ許サズ

第二十二條 携出圖書ノ返納ヲ怠リ又ハ前條ノ規定ニ違背シタル者ハ爾後其ノ圖書携出證票ヲ無効トスルコトアルベシ

第四章 巡回文庫

第二十三條 本文庫ハ適當ノ地ニ閱覽所ヲ置キ巡回文庫ヲ廻付シテ所在公衆ノ閱覽ニ供ス

第二十四條 巡回文庫ハ左ノ二種トス

甲種 養徳巡回文庫

乙種 簡易巡回文庫

第二十五條 學校又ハ青年會等ノ団体ニシテ管理確實ト認メタルトキハ其ノ請求ニ依リ巡回文庫ヲ廻付スルコトアルベシ

第二十六條 學校又ハ青年會等ノ団体ニシテ管理確實ト認メタルトキハ其ノ請求ニ依リ五十冊以内ノ圖書ヲ以テ臨時ニ文庫ヲ編成シテ貸付スルコトアルベシ

第二十七條 巡回文庫ノ廻付ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス 但シ時宜ニ依リ本文庫ニ於テ支辨スルコトアルベシ

終